(令和2年4月1日現在適用中)

1. 商品名	• 一般財形貯金	
2. ご利用いただ		
ける方	・当JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)	
3.期間		
(預入期間)	・3年以上	
4. 預入方法		
4. 頃八万伝   (1) 預入方法	  ・賃金(月例給与・賞与) から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。	
(2)預入分伝	<ul><li>・1回あたり1,000円以上</li></ul>	
(3)預入並領		
, , , , , , ,	・1円単位	
(4)預入貯金の	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」としま	
種類		
5. 払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。	
6. 利 息		
(1)適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。	
(2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。	
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算	
( ) ( ) ( )	をします。	
(4)税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。	
	''。   ※令和19年12月31日までの適用となります。	
(5) 金利情報の	・窓口でお問い合わせください。	
入手方法	MAN CASIMA CANCAL O	
7. 手 数 料	_	
8. 付加できる		
特約事項		
9. 中途解約時の	**************************************	
取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。	
10. 貯金保険制度	- 保護対象	
(公的制度)	この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険	
	法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう	
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を	
	満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保	
	険により保護されます。	

11.	苦情処理措置	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
	および紛争解		しては、当JA支店・出張所または金融部 金融推進課(電話:
	決措置の内容		0776-50-7611)にお申し出ください。当JAでは規
			則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な
			対応に努め、苦情等の解決を図ります。
			また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
			でも、苦情等を受け付けております。
		紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
			関を利用できます。上記当JA金融部 金融推進課またはJA
			バンク相談所にお申し出ください。
			なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能
			です。
			福井弁護士会 (電話:0776-23-5255)
			京都弁護士会 (電話:075-231-2378)
			愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
12.	その他参考と	・「退職等に関	する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合に
	なる事項	は、通知書祭	受領月の翌月から積立を中止します。

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。